

陳情



令和8年5月13日

江津市議会議長  
石橋孝義 様

〒699-2842

島根県江津市都治町 651

電話番号 090-5265-0186

学校教育の中立性と透明性を守る島根県民の会  
提出者代表 二段俊司



〒112-0012

東京都文京区大塚5丁目1-17護国寺ロイヤルハイツ1階

電話番号 03-4446-9348

共同提出者 前参議院議員 浜田聡



## 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

### 【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全

確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

### 【陳情項目】

#### ① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

#### ② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。







#### ③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

#### ④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

本陳情における引用・参考資料一覧 — 概要説明および参照リンク —

資料番号	引用資料名	概要説明
資料1 	教育基本法 第14条 学校教育の政治的中立について	第2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」。
資料2 	文部科学省「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和8年4月7日付）	今回の事故を受け、学校に対し、校外活動の安全確認、保護者説明、船舶利用時の事業者確認等を徹底するよう求めたもの。
資料3 	大阪府教育庁「国内修学旅行・宿泊研修の安全確保に係る実態調査結果」（令和8年4月28日付）	府立高、特別支援学校、府立中、私立小中高の計394校を対象に調査実施。事故が発生した団体との関わりは確認されなかった。同調査対象には市町村立中学校は含まれていない。
資料4 	辺野古基金「賛同団体一覧」公式ページ及び教職員系組合の関わり	同公式ページ掲載資料より名称上抽出 ▷ 公表された賛同団体数 1,280団体 ▷ 教職員系組合310団体（全体の24.2%で最多） 310団体は、28都府県内の地方組織 及び全国組織「日本教職員組合」「日本退職教職員協議会」等 ▷ 他、地方公務員で構成される労働組合や民間労働組合、市民団体等が賛同団体として公表
資料5 	御遺族が公表したウェブサイト「辺野古ボート転覆事故遺族メモ」（note）	犠牲となられた武石知華さんへのご遺族の想いととも、事故当日の経過、学校から家族への連絡、修学旅行・校外学習における安全確認や保護者説明、平和教育のあり方に関する問題意識が示されています。
資料6 	その他、辺野古沖事故や平和教育に関する報道資料等	事故による被害状況、文部科学省による学校法人同志社への聞き取り等

各資料の原文・出典は、右のQRコードよりご確認ください。



資料作成：学校教育の中立性と透明性を守る会

お問い合わせは、ウェブサイトfair-edu.net内のお問い合わせフォームより承ります。

陳情



【表紙】

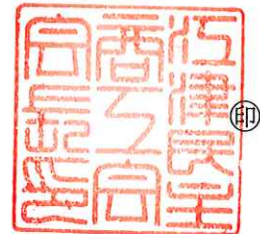
2026年6月10日

江津市議会議長 様

消費税インボイス制度の廃止および消費税減税(免税点引き上げ等)を  
求める意見書の提出に関する陳情

住 所 島根県江津市都野津町 2279-56

代表者 江津民主商工会  
会長 野津 克朗



## 消費税インボイス制度の廃止および消費税減税(免税点引き上げ等)を求める

### 意見書の提出に関する陳情書

#### 【趣旨】

長引く物価高騰とコストプッシュ型のインフレは、本市の市民生活だけでなく、地域経済の基盤である小規模事業者の経営を激しく揺るがしています。現在行われている一時的な「地域応援券(給付金)」の配布は、目前の負担軽減にはなっても根本的な物価高対策にはならず、本市が抱える少子高齢化や人口減少という構造的課題への解決には結びつきません。

今、地域の事業者に蔓延しているのは、単なる資金繰りの苦しさだけではなく、「この先、この町で商売を続けていけるのか」という深い閉塞感と将来への強い不安です。国政で議論される給付付き税額控除や複雑な税制改正は、実現までにあまりにも時間がかかりすぎ、足元の事業者や市民生活を救うには効果が薄く、遅すぎます。

さらに拍車をかけているのが、令和5年10月に導入された「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」です。この制度は、極めて煩雑な事務負担を強いるのみならず、免税事業者である小規模な職人、農家、個人事業主を経済的取引から排除しかねない構造を持つ欠陥制度です。その悪影響は事業者間にとどまらず、複雑な値上げやサービスの縮小、果ては地域コミュニティの衰退という形で、一般の消費者個人や市民生活の隅々にまで多大な負担を強いており、国民生活全体を著しく窮屈なものにしています。

また、その前提となる消費税そのものも、事業者の経営実態を十分に考慮しておらず、赤字企業や小規模事業者にも重い負担を課す欠陥税制として長年指摘されてきました。税制は本来、国民生活と地域経済の発展を支えるために存在するものです。

しかし、欠陥税制である消費税と欠陥制度であるインボイス制度は、地域経済を萎縮させ、市民生活を窮屈なものにしています。今こそ抜本的な見直しが必要です。

真に事業者の不安を解消し、地域経済の活力を取り戻すためには、インボイス制度を直ちに廃止するとともに、消費税の減税または免税点の大幅引上げを実施することが必要です。

足元の足枷さえ外されれば、地域の小規模事業者は自らの足で立ち、新たな投資や雇用の創出、そして地域の担い手としての誇りを持って持続可能な商売に挑戦することができます。それこそが、行政に依存しない「自立した強い地域経済」を築く原動力となります。

とりわけ全国の小規模自治体では、地域の経済主体の声を真摯に聞き、政府に対して意見書を提出しています。本市においても、事業者が将来に希望を持ち、自立的な町づくりを進めていくため、地域の担い手たちの切実な声を国へ届けていただくよう強く望みます。

つきましては、江津市議会におかれましても、地方自治法第 99 条の規定に基づき、政府および関係行政機関に対して意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 欠陥制度であるインボイス制度（適格請求書等保存方式）を速やかに廃止すること  
小規模事業者の経営意欲と事務負担を圧迫し、消費者や市民生活をも窮屈にさせている日本版インボイス制度を廃止すること。
2. 欠陥税制である消費税を抜本的に見直し、消費税率の引下げ又は免税点（現行 1,000 万円）の大幅な引上げを実施すること。  
物価高に苦しむ市民生活を底上げし、地域の事業者が閉塞感を打破して「自立的な挑戦」を行えるよう、消費税率の引き下げ、あるいは免税点（現行 1,000 万円）の大幅な引き上げを行うこと。

陳情代表者 住 所 島根県江津市都野津町 2 2 7 9 - 5 6  
氏 名 江津民主商工会 会長 野津克朗

# 意見書(案)

## 消費税インボイス制度の廃止および消費税減税等を求める意見書

長引く物価高騰とコストプッシュ型のインフレは、地方の市民生活を直撃し、地域経済の基盤である小規模事業者の経営を激しく揺るがしている。一時的な給付金や地域応援券の配布は、当面の負担軽減にはなっても根本的な物価高対策にはならず、地方が直面する少子高齢化や人口減少という構造的課題の解決には結びつかない。

現在、地域の事業者に蔓延しているのは、単なる資金繰りの悪化にとどまらず、将来への強い不安と閉塞感である。国政において議論されている給付付き税額控除などの複雑な税制改正は、実現までに多大な時間を要し、足元の国民生活や事業者を救う対策としては時期を失していると言わざるを得ない。

さらに事態を深刻化させているのが、令和5年10月に導入された「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」である。この制度は、事業者に極めて煩雑な事務負担を強いるだけでなく、免税事業者である小規模な個人事業主、職人、農家などを取引から排除しかねない構造的欠陥を抱えている。その悪影響は事業者間にとどまらず、サービス縮小や値上げなどを通じて一般消費者や市民生活の隅々にまで及び、社会経済全体を萎縮させている。

本来、税制は社会を豊かにするためにあるべきであり、国民生活や地域経済の発展を阻害しているのであれば、直ちに改めるべきである。地方の小規模事業者が将来に希望を持ち、行政に依存せず自立した強い地域経済を築いていくためには、これ以上の複雑な税制改正ではなく、経済の足枷となっているインボイス制度を速やかに廃止すること、そして消費税そのものの減税や免税点の大幅な引き上げを行うことこそが、最も迅速かつ公平で効果的な解決策である。

よって、政府および国会においては、地方の切実な声に真摯に耳を傾け、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

1. インボイス制度(適格請求書等保存方式)を速やかに廃止すること。
2. 物価高に苦しむ国民生活を底上げし、地域の小規模事業者が自立的な挑戦を行えるよう、消費税率の引き下げ、あるいは免税点の大幅な引き上げなど、消費税の根本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

島根県江津市議会

(送付先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長